

第六次羽村市長期総合計画（自治体運営の方針）進捗状況（令和5年度末）

施策	方向性	番号	事業名称	令和5年度 事業概要	令和5年度 事業内容 活動指標	所管課	関連課	実績（R5年度末現在）			
								進捗状況 （R5年度末現在）	実施結果 （R5年度末現在）	効果・成果、具体的数量等 （R5年度末現在）	備考
施策1 新たな時代に 順応した行政サービスの提供	<方向性1> 利便性の高い行政サービスの提供	No.1	LINE公式アカウントの運用及びスマホ市役所ツールの導入	全世代で普及率の高い「LINE」を利用して、羽村市の公式アカウントを開設し、スマートフォンでの行政手続き、問合せ、情報発信などのサービスを提供します。	・「LINE」を利用したツールによる、市政情報の発信、オンライン申請、イベント申込み、チャットボットでの問合せ等の行政サービスの提供	情報政策課	全課	計画通り実施	年度当初よりプロポーザル方式での業者選定を進め、9月に業者を決定した。その後、秘書広報課及び生活環境課との調整を重ね、令和6年2月26日に公式LINEアカウントを開設・公開した。 公式LINEアカウントの公開により、公式サイトに手軽にアクセスできるようになったほか、ごみの分別に係るチャットボットを公開し、資源リサイクルマニュアルを見ることなく、ごみの名称を入力することで自動回答できるようになった。また、メール配信サービスとの連携を図り、LINE公式アカウントでもお知らせを受け取れるよう機能追加を行うなど、市民サービスの向上が図られた。	・公式LINEアカウントの開設・公開（登録数480人（令和6年3月末現在））	令和5年度実施計画No.52
		No.2	RPA・AI-OCR等業務効率化ツールの導入	デジタル化による事務の効率化を進めるため、紙で提出された申請書の内容を職員が入力する作業や、システムに取り込む作業を自動で行うRPAツール及びAI-OCRツールを導入します。	・RPAツール及びAI-OCRツールの導入 ➢学童クラブの入所申請業務、市民税特別徴収異動届業務、市民税納付書発送業務等	情報政策課	全課	計画通り実施	令和4年度に業務効率化ツールを導入した学童クラブの入所申請業務に加え、市民税特別徴収異動届業務、市民税納付書発送業務、納税課における財産調査業務、滞納者状況分析業務の業務において業務効率化ツールを導入し利用を開始した。 本ツールの導入により、従来の手作業でのシステム入力や操作に要していた時間の短縮が図れた。	・各業務における1件（回）当たりの作業時間の変化（業務効率化ツールによる処理件（回）数） 学童クラブの入所申請業務 5分⇒3分（処理件数606件） 市民税特別徴収異動届業務 2分⇒1分（処理件数50件） 市民税納付書発送業務 3.5分⇒1分（処理件数350件） 財産調査業務 10分⇒1分（処理件数104件） 滞納者状況分析業務 35分⇒1分（処理回数1回）	令和5年度実施計画No.53
		No.3	外部人材を活用した行政DXの加速	市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、羽村市DX推進基本方針に基づき、外部人材からの実効的な支援を得て、市の実態に沿った行政DXを進めます。	・専門的な知見を持った外部人材による行政DXへの助言・支援	情報政策課	全課	計画通り実施	「DX推進基本方針」に基づき、部長職・課長職等に対する研修を実施し、他自治体の現状把握、ICTに係る基礎知識、標準化等の国施策の状況など必要な情報提供を受け、全庁的にDXを推進する機運醸成を図った。 ICTの活用を目指す部署を支援するために必要な情報提供を受けた。 情報化推進委員会の付議案件の確認作業において、専門的知見に基づき実効性、効率性、経済性等の観点から様々な助言や資料提供を受けた。	・職員研修の実施 部長職研修（DX推進部会） 1回 課長職研修 3回 係長職以下研修 1回 ・各種情報提供、助言等による支援 随時	令和5年度実施計画No.54
		No.4	公共施設予約システムの更改（オンライン決済の導入）	市民の利便性を向上するため、システムの更新に合わせ、新たにオンライン決済を導入し、オンライン上での予約確定が可能な公共施設予約システムを導入します。	・機器及びシステムの更改・運用開始 ➢生涯学習センターゆとりぎ、スポーツセンター、コミュニティセンター、公園施設、学校開放施設	生涯学習推進課	地域振興課 土木課 スポーツ推進課	完了	公共施設予約システムの更新に併せ、令和5年12月に新たなシステムを導入し、運用を開始した。 新システムでは、オンライン上での施設の予約確定や施設使用料の決済が可能となり、利用者の利便性の向上が図られた。	・新たな公共施設予約システムの導入・運用（対象施設：生涯学習センターゆとりぎ、スポーツセンター、コミュニティセンター、公園施設、学校開放施設）	令和5年度実施計画No.55
		No.5	公共施設の公衆Wi-Fi環境の整備	生涯学習環境の向上や来訪者の利便性の向上等を図るため、公共施設の公衆Wi-Fi環境の整備に向けて、整備を行う対象施設や整備手法などの検討・決定に取り組めます。	・整備対象施設の決定 ・公衆Wi-Fi環境の構築手法にかかる検討（地域BWA通信網の利用など、構築費用等の低減を図る手法の研究・検討）	情報政策課	企画政策課 公共施設等 所管課	計画を見直して実施	令和6年度に東京都において国際的なWi-Fi相互接続基盤（オープンローミング）に関する実証実験が行われるため、これを活用した公衆Wi-Fi環境の整備手法や経費負担、「はむらCityWi-Fi」との親和性などの確認を行うとともに、通信事業者等の情報収集を進めた。 また、東京都に対し、実証実験への参加意向を示した。	・東京都における国際的なWi-Fi相互接続基盤（オープンローミング）に関する調査・研究及び実証実験への参加意向の表示	
		No.6	伝わる広報・シティプロモーションの推進	羽村市PRアクションプラン（広報戦略）に基づき、各種メディアの特性を生かし、運動させ、「伝わる広報活動」を実践します。 また、まちの魅力を市内外へ積極的に発信し、市の認知度を高め、羽村市への興味や関心をひき、定住人口の増加につなげるシティプロモーションの取組みを行います。	・羽村市PRアクションプラン（広報戦略）に基づき、各種メディアの特性を生かし、運動させた「伝わる広報活動」の実践	秘書広報課	全課	計画通り実施	全庁に向けて「PRアクションプラン通信 α」と題した「伝わる広報」に関する情報の発信を行った。	・「PRアクションプラン通信 α」の発信（3回）	
		No.7	マイナンバーカードの普及促進	行政のデジタル化を推進するためには、マイナンバーカードの普及が必須となることから、普及促進のPRや交付申請支援等を行い、マイナンバーカードの交付率の上昇を目指します。	・普及促進PR、交付申請の個別支援、出張申請受付、交付機会の拡大（土・日曜日、平日夜間交付） 【目標】令和5年度末までに交付率80%（令和4年度末現在交付率64.94%、交付件数35,463件）	市民課		計画未達成	マイナンバーカード普及促進の取組として、ポスターの掲示や公式サイトへの掲載、メール配信などのPRを行った。 また、土曜日・日曜日や平日夜間に交付受付を行い、交付機会の拡大を図った。	・交付率 77.11%（交付件数42,026件・令和5年度末現在）	
	<方向性2> 機能的かつ弾力的な行政運営の推進	No.8	行政評価における外部評価の導入	より効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、行政評価に外部評価を導入します。	・外部評価の導入（外部評価委員会の設置・運営）	企画政策課	全課	計画通り実施	学識経験者及び市民等で構成する外部評価委員会を設置し、外部評価を実施した。 外部評価の実施により、行政評価（内部評価）の客観性、透明性及び信頼性の向上を図った。 外部評価委員会からの意見等（外部評価結果）は、各所管部署にフィードバックし事務事業の改善につなげるなど、今後の行政運営における参考意見として活用を図った。	・外部評価委員会の開催（2回）	令和5年度実施計画No.56

施策	方向性	番号	事業名称	令和5年度 事業概要	令和5年度 事業内容 活動指標	所管課	関連課	実績(R5年度末現在)			
								進捗状況 (R5年度末現在)	実施結果 (R5年度末現在)	効果・成果、具体的数量等 (R5年度末現在)	備考
		No.9	内部統制制度の導入	質の高い行政サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、内部統制制度を導入し、業務上のさまざまなリスク回避の取組みをより一層強化し、適正な業務の執行を確保していきます。	・リスク管理の状況把握 ・先進事例等の情報収集 ・内部統制の制度設計	企画政策課	全課	計画通り実施	総務省のガイドラインや先進自治体の取組を参考に「内部統制取組方針」を策定した。 リスク評価シートを活用して、各部署が所管する事務事業の中にあるリスク(組織目標の達成や事業・事務処理を阻害する要因)を洗いだし、重要性を評価したうえで対応策を決定したことで、リスクを適切にコントロールできる状態とした。	・「羽村市内部統制取組方針」の策定 ・リスク評価の全庁実施	令和5年度実施計画No.57
		No.10	市公式PRサイトのリニューアル	市公式PRサイトをリニューアルし、子育て世代の方々をはじめ、羽村市に興味を持ってサイトにアクセスした方が、もっと知りたいという「欲求」を高め、印象を「記憶」づけ、訪れる「行動」につながるよう、内容の充実を図ります。 また、リニューアルに合わせて、公式サイトのサブサイトとして統合し、効率的な運用を図ります。	・市公式PRサイトのリニューアル(公式サイトとの統合)	秘書広報課	子育て支援課 子育て相談課	完了	市公式PRサイトを市公式サイトに統合し、令和5年10月1日に「魅力発信・子育て情報サイト 羽やすめ」として運用を開始した。 リニューアルに当たっては、市民の意見を取り入れるため、羽村市魅力発信市民記者や子育て家族の意見等を参考とし、作業を進めた。 リニューアル後のトップページのアクセス(セッション)数は、毎月1,000件近くを推移し、そのうち半数以上が市外からのアクセスであるため、市外に向けた羽村市の発信ができたものと捉えている。	・リニューアル後の市公式PRサイトのアクセス(セッション)数 113,452件(令和5年10月から令和6年3月まで)	令和5年度実施計画No.58
		No.11	テレワーク環境の拡充	コロナ禍を通じて変化した環境や意識に対応した柔軟な働き方を取り入れることで、業務のより一層の効率化やワークライフバランスの推進が図れるよう、テレワーク環境の拡充を進めます。	・テレワーク環境の拡充 ➢テレワークシステムの変更、テレワーク用回線の整備 ・一部管理職等へのテレワーク対応パソコンの配備	情報政策課	総務課 職員課	完了	令和5年10月に実施した庁内LANシステムの機器更改におけるクライアントPCの入替と併せて、理事者、部長職、公共施設に勤務する管理職の貸与PCについて、常時安全にテレワークが可能となる回線を利用したPCへの更改を完了した。 また、その他職員もテレワークが可能となるよう、貸出用テレワークPCの配備を拡充し、11月1日より運用を開始した。	・理事者部課長用PCの配備 30台 ・テレワークが可能な貸与用PCの配備 20台 ・システム機器更改後の貸与用PC貸出件数(テレワーク実績) 延べ130件	令和5年度実施計画No.59
		No.12	多様な働き方に対応した環境整備	コロナ禍を通じて変化した環境や意識等に対応した多様な働き方を取り入れることで、職員のワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう、テレワーク、時差出勤などの環境整備を進めます。	・テレワークや時差出勤など、多様な働き方に対応した環境の整備	職員課	情報政策課	完了	職員の柔軟な働き方を可能にするため、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5年5月8日から、職員の時差勤務について対象者及び区分を見直した。 また、羽村市職員の在宅勤務に関する要綱を制定し、多様な働き方に対応した環境の整備を行った。	・羽村市職員の時差勤務に関する要綱の改正 ・羽村市職員の在宅勤務に関する要綱の制定	
		No.13	職員定数の適正化	令和4年度に策定した定員管理基本方針に基づき、市民ニーズや喫緊の行政課題に的確に対応するための組織改正や、事務量等に応じた適切な職員配置を行うとともに、事務事業の改善・見直しにより組織の合理化・効率化を進めていきます。	・定員管理ヒアリングの実施 ・行政需要等に応じた組織改正、職員配置の検討	企画政策課	全課	計画通り実施	部ごとに作成された組織・定員管理調査表に基づき各部のヒアリングを実施し、各部署における業務内容の変化や業務量の増減、業務上の課題等を把握した上で、組織・定員改正を行い、組織の機能強化と効率化を図り、限られた人員でより質の高い市民サービスを提供できる体制を整備した。	・令和6年4月1日付の組織改正及び事務分掌の見直し ・令和6年度定員371人(対前年度+2人、派遣含む。産休・育休、再任用短時間を除く)	
		No.14	伝わる広報・シティプロモーションの推進【事業再掲】	羽村市PRアクションプラン(広報戦略)に基づき、各種メディアの特性を生かし、運動させ、「伝わる広報活動」を実践します。 また、まちの魅力を市内外へ積極的に発信し、市の認知度を高め、羽村市への興味や関心をひき、定住人口の増加につなげるシティプロモーションの取組みを行います。	・まちの魅力を市内外へ積極的に発信し、市の認知度を高め、羽村市への興味や関心をひき、定住人口の増加につなげるシティプロモーションの取組みの実施	秘書広報課	全課	計画通り実施	「はむら家族プロジェクト」(「家族写真撮影会」や「#愛情はむら写真展を包含したイベント」など)を実施し、市内の子育て家族に羽村市の魅力を再認識してもらい、市外に羽村市の魅力をPRした。 また、「魅力発信・子育て情報サイト 羽やすめ」の運用や「シティプロモーションに関する研修」を実施した。	・羽村市の魅力の発信、認知度向上、定住人口の増加に繋げる取組の実施 「はむら家族プロジェクト」の実施(家族写真撮影会の開催(参加者15組)、#愛情はむら写真展を包含したイベントの実施(1回)) 「魅力発信・子育て情報サイト 羽やすめ」のアクセス(セッション)数 113,452件(令和5年10月から令和6年3月まで)【再掲】 「シティプロモーション実践研修」の実施(1回)	
		No.15	証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進	客観的な証拠を基にして、より効果の高い政策を立案・実行できるよう、証拠に基づく政策立案(EBPM)の考え方や実践方法を普及啓発し、庁内における証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進を図ります。	・証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進方法の検討	企画政策課		計画通り実施	令和5年度に実施した職員向け研修のアンケート結果等より、研修の有効性を確認したため、令和6年度以降も引き続き、職員向け研修を実施していくことを通じて、庁内におけるEBPMを推進していくこととして結論付けた。 また、引き続き、先進成功事例等の調査・研究を行うこととした。	・令和6年度以降の推進方法の決定	

施策	方向性	番号	事業名称	令和5年度 事業概要	令和5年度 事業内容 活動指標	所管課	関連課	実績(R5年度末現在)			
								進捗状況 (R5年度末現在)	実施結果 (R5年度末現在)	効果・成果、具体的数量等 (R5年度末現在)	備考
		No.16	市民参画の推進	行政への若い世代の参画を一層推進するとともに、市政運営に市民からの提言や意見をまちづくりに反映していくため、市民参画の機会の充実を図ります。	・都立羽村高等学校との連携事業の実施 ・はむら若者会議の実施	地域振興課	企画政策課	計画未達成	・都立羽村高等学校との連携事業 2学年の「総合的な探究の時間」において「羽村市の強味を活かした社会課題の解決」をテーマに調査及び資料の作成を行い、発表会を実施した。実施に先立ち、授業が円滑に取り組めるよう、企画政策課と協力し講演会を開催した。 9月に中間発表を行い、2月に全体発表会及び代表発表会(全体発表で評価の高かった優秀班(各クラス1班))を行った。 本取組において高校生から出された意見等については、適宜所管課へフィードバックを行い、市政運営の参考情報として活用を図った。 ・はむら若者会議 これまでの取組においても具体的な成果を出すことが難しく、また年々、会議のメンバーが減少傾向にあり、新たなメンバーの確保も難しい状況であったことから開催しなかった。 今後についても同様の傾向が続くものと想定されるため、令和6年度は、こども基本法の規定において、こども施策の実施に当たってはこどもや若者等の意見を反映させることが求められていることを踏まえ、全庁的な取組として、こどもや若者の意見聴取、参画の機会の確保についての手法を検討し、取り組んでいく。	・都立羽村高等学校との連携事業の実施(講演会、中間発表、全体発表会、代表発表会) ・はむら若者会議の今後の在り方の検討	
	<方向性3> 職員の育成・活用	No.17	職員の能力や意欲を引き出す組織運営の推進	人材育成及び組織力の向上を図るため、市を取り巻く状況や職員の人材育成に関する課題等を踏まえて毎年度策定する研修計画に基づき、各種研修を実施し、職員の能力開発及び意識改革を行います。 また、職員の意欲を高め、職員の持つ能力を最大限に引き出すため、人事評価に基づく昇給・昇格、人事異動などを有機的に結び付けていきます。	・研修計画に基づく職員研修の実施(管理職研修の充実、新たな職員行動指針及び接遇マニュアルの活用等) ・各種助成制度等を活用した職員の自己啓発の促進 ・人事評価制度の運用	職員課	全課	計画通り実施	令和5年度羽村市職員研修実施計画に基づき、職員研修を実施した。 昇任者対象研修を新たに実施し、また、新規採用職員研修において、新たな職員行動指針及び接遇マニュアルを活用するなど、研修の充実を図った。 更に、職員の意欲を高め、職員の持つ能力を最大限に引き出すため、人事評価に基づく昇給・昇格、人事異動などを行った。	・研修計画に基づく職員研修の実施 ・人事評価制度の活用(昇給・昇格、人事異動などへの反映)	令和5年度実施計画No.60
		No.18	証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進【事業再掲】	客観的な証拠を基にして、より効果の高い政策を立案・実行できるよう、証拠に基づく政策立案(EBPM)の考え方や実践方法を普及啓発し、庁内における証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進を図ります。	・証拠に基づく政策立案(EBPM)の実践に関する研修の実施	企画政策課		計画通り実施	庁内におけるEBPMの推進を図るため職員研修を実施した。前年度の研修が基礎的な内容であったことから、「データ分析等の手法」をテーマとし、より実践的な内容とした。	・職員研修の実施(1回) 研修内容 データ分析、EBPMに係る講義、Well-Being指標を活用した、羽村市の「伸びしろ」を見つけるためのワークショップ 参加者数 37人	
	<方向性4> 官民連携の推進	No.19	官民連携の推進	連携協定による取組みや、企業版ふるさと納税の活用、指定管理者制度の導入など、企業等との連携を通じて、より効率的な市民サービスの提供や行政課題の解決に取り組めます。	・連携協定による取組みの推進 ・指定管理者制度導入施設の検討 ・先進自治体における民間提案制度等の調査・研究	企画政策課	全課	計画通り実施	・連携協定による取組の推進 包括連携協定を締結している大学や民間事業者との連携事業を積極的に推進するとともに、新たな包括連携協定の締結を行い、様々な分野で官民連携による地域の活性化と市民サービスの向上を図った。 ・指定管理者制度導入施設の検討 指定期間が満了となる指定管理者制度導入施設の更新を行うとともに、「公の施設指定管理者制度導入及び運用指針」を改訂し、制度の導入に関する検討を行った。 ・先進自治体における民間提案制度等の調査・研究 他自治体の民間提案制度や官民連携に関する方針等について調査研究を行った。	・包括連携協定の締結 3件 大塚製薬株式会社(熱中症対策講習会の開催など) 第一生命保険株式会社(高齢者や子供の見守り活動) 日本郵便株式会社(環境に関すること、地域の見守りなど) ・指定管理者制度導入施設の更新 2施設(羽村市動物公園、羽村市スミミングセンター) ・「羽村市公の施設指定管理者制度導入及び運用指針」の改訂	令和5年度実施計画No.61
	<方向性5> 自治体間の広域連携の推進	No.20	自治体間の広域連携の推進	西多摩地域広域行政圏協議会における取組み等を通じて、施設の相互利用や、広域的な行政サービスの提供など、スケールメリットを活かした広域連携を検討し、行政運営の改善、市民サービスの向上を図ります。 また、姉妹都市事業連絡協議会により、姉妹都市である山梨県北杜市との交流と北杜市内の施設の市民利用を促進し、連携を深化させていきます。	・西多摩地域広域行政圏協議会を通じた広域連携の推進 ・姉妹都市事業連絡協議会(北杜市・羽村市)の運営(総会・年1回、幹事会・年2回)を通じた姉妹都市交流の推進	企画政策課	部会関係部署(西多摩地域広域行政圏協議会)相互交流関係部署(姉妹都市事業連絡協議会)	計画通り実施	・西多摩地域広域行政圏協議会 施設の相互利用・適正配置・複合化や、広域的な行政サービスの提供など、スケールメリットを生かした広域連携について、各市町村の現状の情報共有を行った。 ・姉妹都市事業連絡協議会 姉妹都市である山梨県北杜市との連携事業として、姉妹都市事業連絡協議会の総会及び幹事会を開催した。 ―市民の交流を促進するため、交流活動に対する助成や北杜市公共施設(温泉・スポーツ施設)の割引利用について広報はむらによる周知を行った。	・西多摩地域広域行政圏協議会を通じた広域連携の推進(公共施設広域利用の検討、広域行政圏体育大会の実施など) ・姉妹都市事業連絡協議会(北杜市・羽村市)の開催(総会 1回、幹事会 2回) ・市民交流の促進(交流団体への助成金交付(5団体)、施設の割引制度の周知(1回))	
施策2 健全な財政	<方向性1> 人口動態や財政状況を踏まえた事務事業の改善・見直し	No.21	持続可能な財政運営	今後とも厳しい財政状況が続くことが想定される中、社会経済情勢を踏まえた質の高い、効果的・効率的な行政サービスを提供し、将来にわたって健全で安定的な財政運営を行っていきけるよう、事務事業の見直しを強力に推進するとともに、新たな財源確保などに取り組み、財政の健全化と財政基盤の強化を図ります。	・市単独事業を中心とした事業の見直し及び経常経費の削減 ・分かりやすい財政状況の公表など、財政運営への理解促進	企画政策課 財政課	全課	計画通り実施	令和6年度予算編成において、前年度に引き続き、枠配分方式による予算編成を行い、各部・課における自主自立的な事務事業の見直しや経費の削減を図った。 また、広報はむらにおいて、財政状況等を公表し市民への理解促進を図った。	・令和5年度当初予算に反映した効果額 事務事業の見直し【効果額 29,769千円】 ※左記の令和5年度における事務事業の見直しにかかる効果額については、令和6年度当初予算へ反映(効果額: 78,988千円) ・広報はむらでの財政状況等の公表(4回)	令和5年度実施計画No.62

施策	方向性	番号	事業名称	令和5年度 事業概要	令和5年度 事業内容 活動指標	所管課	関連課	実績(R5年度末現在)			
								進捗状況 (R5年度末現在)	実施結果 (R5年度末現在)	効果・成果、具体的数量等 (R5年度末現在)	備考
財政運営		No.22	事務事業の改善・見直しの実施	現下の社会経済情勢に対応した質が高く、効果的かつ効率的な行政サービスが提供できるよう、さらなる事務事業の改善・見直しを行います。	・DX(デジタル・トランスフォーメーション)の視点からの改善・見直し ・新たなアウトソーシングの検討 ・働き方改革を実現するための職場環境の改善検討	企画政策課 財政課 情報政策課	全課	計画通り実施	DX(デジタル・トランスフォーメーション)の視点による業務改善に係る取組として、RPAツール、AI-OCRツール、障害福祉サービス費の審査システム、転入届等受付支援システムを導入し、事務の効率化を図った。 また、窓口改善部会を設置し、今後の窓口業務や手続き業務、職場環境の改善に係る方向性について検討を行った。	・RPAツール、AI-OCRツールの導入(学童クラブの入所申請業務、個人住民税特別徴収異動届業務、法人市民税納付書発送先入力業務、財産調査回答書入力業務) ・障害福祉サービス費の審査システムの導入 ・転入届等受付支援システムの導入 ・窓口改善部会の開催(窓口業務や手続き業務、職場環境の改善に係る方向性についての検討)2回	令和5年度実施計画No.62
		No.23	休日開庁のあり方の検討	第2・第4土曜日の午前中に実施している休日開庁について、マイナンバーカードの交付状況や電子申請の利用状況、窓口での利用実績、開庁コスト等のデータに基づき、事業実施の効果検証を行う中で、今後の休日開庁のあり方の検討を進めます。	・コンビニ交付、行政手続きのオンライン化の利用促進 ・休日開庁業務および平日を含めた窓口業務の実績・動向分析 ・行財政改革の視点からの事業の検討	企画政策課	情報政策課 職員課 契約管財課 市民課 課税課 納税課 会計課	計画通り実施	休日開庁に関する連絡調整会及び行政サービス向上検討委員会を開催し、実施状況やマイナンバーカードの交付状況、電子申請の利用状況等から休日開庁の在り方を検討した。 その結果、令和6年度は現状の実施内容で休日開庁を継続するとともに、引き続き、利用実績や開庁コスト等のデータ収集を行い、効果検証を続けた上で、財政支出の抑制や職員の負担軽減の面から休日開庁は廃止とすることを見据えていくこととして今後の方向性を決定した。	・休日開庁の今後の方向性の決定 ・休日開庁の今後の在り方の検討 休日開庁に関する連絡調整会の開催(1回) 行政サービス向上検討委員会の開催(1回) 窓口改善部会の開催(2回)、窓口改善ワーキンググループの開催(3回)※メール開催、アンケート実施含む	
	＜方向性2＞ 安定的な歳入の確保	No.24	受益者負担の適正化(使用料等審議会の開催)	使用料・手数料等について、受益者負担の観点からの見直し等を図るため、使用料等審議会において審議し、受益者負担の適正化を図ります。	・使用料等審議会の開催(8～10回程度) ・使用料等審議会からの答申を踏まえた使用料等の適正化の検討	財政課	使用料・手数料等所管課	計画通り実施	使用料等審議会において、受益者負担の適正化の観点から10回の審議を行い、8月18日に中間答申、11月2日に最終答申を受けた。 この答申を踏まえ、使用料・手数料等所管課において受益者負担の適正化を検討したうえで、必要な料金改定を行った。	・使用料等審議会の開催(10回) ・使用料等審議会からの答申を踏まえた使用料等の見直し(豊園使用料、塵芥処理手数料など) ※参考:使用料等の見直しに係る効果額については、令和6年度当初予算へ反映(効果額:27,017千円(一般会計分))	令和5年度実施計画No.63
		No.25	水道料金・下水道使用料の受益者負担の適正化	水道事業を安定的に継続するとともに、下水道事業の中期的な経営の健全化のため、水道料金・下水道使用料の受益者負担の適正化を図ります。	・水道料金、下水道使用料について使用料等審議会へ諮問 ・使用料等審議会からの答申を踏まえた使用料等の適正化の検討	上下水道業務課	財政課	計画通り実施	水道料金及び下水道使用料の適正化について、使用料等審議会に諮問し、8月18日に中間答申を受けた。 この答申を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、水道料金及び下水道使用料の改定に関する条例改正を行った。	・使用料等審議会への諮問及び審議 ・水道料金及び下水道使用料の改定に関する条例の改正(料金改定時期:水道料金 令和7年4月1日、下水道使用料 令和6年10月1日)	令和5年度実施計画No.64
		No.26	公共施設駐車場の有料化に向けた検討	公共施設駐車場の有料化について検討し、具現化に向けた準備を行います。	・羽村市公共施設等総合管理計画の改定と合わせた公共施設駐車場の有料化の検討	財政課	公共施設マネジメント課 駐車場所管課	計画通り実施	公共施設駐車場の有料化に向け、事業者からの情報収集及び関連課との打ち合わせを行い、実施が可能な公共施設駐車場から順次対応することとした。 動物公園駐車場の平日利用について、令和6年4月1日から有料化することとした。	・事業者からの情報収集の実施 ・関連課との打ち合わせの実施 ・動物公園駐車場の平日利用の有料化の実施(令和6年4月1日から)	令和5年度実施計画No.65
		No.27	市税、保険税及び保険料徴収業務DXの推進	安定的な市税、保険税及び保険料歳入の確保の実現に向け、徴収の業務効率及びマネジメント体制を向上するため、徴収業務DXを推進します。	・滞納整理EBPM支援システムの運用 ・AI音声対話自動電話・SMS催告システムの導入と運用 ・財産調査中間処理ユニットの導入と運用	納税課	市民課	計画通り実施	滞納整理EBPM支援システムについて、毎月の戦術的ミーティングにおいて活用するとともに、事業処理の優先順位付け及び進行管理に用いることで基本運用を構築した。併せてRPA事業に活用し、業務の効率化に取り組んだ。 AIコール・SMS催告システムは、旧システムのリースアップに合わせて導入し、令和5年度課税に合わせて、基本運用を分析評価しつつ構築した。 財産調査中間処理ユニット「PiMS」については、システムの導入により預貯金電子照会の効率化を図るとともに、全国に先駆け金融機関運用の共通ルール化による事務フロー・データ作成・RPA化などの「新たな課題」の解決にも取り組み効果的な運用を行った。また、RPA事業に組み合わせることで一層の効率化を図った。	・市税等徴収率 No.31参照 ・AIコールによる架電 約17,512件(AI対応率36%) ・SMSによる発信 約2,015件 ・預貯金調査実績(電子照会 約85千件(対前年度比約2.4倍)、文書照会約74千件(対前年度比約2.4倍))	令和5年度実施計画No.66
		No.28	課税客体の捕捉調査の強化・市内企業の景況把握	現地調査や税務署調査等により、課税客体の把握の強化に努めます。 また、企業訪問や企業アンケート等を通じて市内企業の景況を把握し、予算に反映させます。	・市民税個人分、市民税法人分、固定資産税償却資産分に係る税務調査等を通じた課税客体の把握、未申告者に対する申告の促進 ・不透明な社会経済情勢における企業訪問や企業アンケート等を通じた市内企業の景況把握、予算への反映	課税課	納税課 産業振興課	計画通り実施	市税の税務調査等を通じた課税客体の把握、未申告者に対する申告の促進に努めた。 また、産業振興課と連携し、市内事業所の企業活動や業績などの情報収集を行い、その情報を共有することで、市内の景況や市税収入の見通しの把握などに活用した。	・税務調査等を通じた課税客体の把握 事業所課税 課税額60千円(12件) ・未申告者に対する課税調査 市民税個人分 課税額6,065千円(80件) 市民税法人分 課税額918千円(4社) 固定資産税償却資産分 課税額27,121千円(74件) ・市内企業の状況把握 産業振興課との連携による企業訪問(5社) アンケート調査の実施(市民税法人分(46社中14社回答)、償却資産(50社中32社回答))	

施策	方向性	番号	事業名称	令和5年度 事業概要	令和5年度 事業内容 活動指標	所管課	関連課	実績(R5年度末現在)			
								進捗状況 (R5年度末現在)	実施結果 (R5年度末現在)	効果・成果、具体的数量等 (R5年度末現在)	備考
		No.29	次期固定資産評価替え(令和6基準年度)への対応	次期評価替えに向けた準備を着実にを行います。	・令和6基準年度評価替えに向けた全ての土地・家屋の評価見直し、新評価基準による評価替えの実施 ・羽村駅西口土地区画整理事業区域内での課税方法の検討	課税課	都市計画課 区画整理課	計画通り実施	令和6基準年度の固定資産評価替えに反映することを目的に、路線価決定のための土地評価業務のほか、地価下落状況を把握するための価格調査を実施した。 羽村駅西口土地区画整理事業区域について、従前の土地に基づく台帳課税を行っていたが、土地区画整理事業の進展により、台帳課税に基づく課税が不合理であり、土地の使用収益の実態に合わせた課税を行う必要があるため、庁内関係部署と検討を行った。その結果、令和6年度評価替えに伴い、市内の土地評価の適正化・均衡化と併せ、本地区について、地方税法第343条第7項の規定に基づく、みなす課税を実施することとした。なお、区画整理事業の進捗状況を考慮し、川崎1丁目周辺及び川崎4丁目周辺を令和6年度より実施し、その他のエリアについては、事業の進捗状況を考慮して時期を決定することとした。	・土地評価業務の実施 ・地価下落状況を把握するための価格調査の実施(33地点) ・羽村駅西口土地区画整理事業区域における「みなす課税」の実施(川崎1丁目周辺及び川崎4丁目周辺)	
		No.30	都市計画税の税率及び適用期間の検討	都市計画税の税率については、羽村市都市計画税条例において、令和5年度まで0.25%の特例税率が定められていることから、令和6年度以降の都市計画税の税率及び適用期間の検討を行います。	・都市計画事業の収支バランスや社会経済情勢等を踏まえた都市計画税の税率及び適用期間の検討	課税課	企画政策課 財政課 都市計画事業所管課	完了	都市計画事業等を所管する関係各課の課長及び企画政策課長、財政課長、課税課長で構成する「都市計画税率の特例期間満了に伴う税率見直しに関する検討会」を開催し、都市計画事業及び土地区画整理事業の今後の見通しや課題を洗い出し、都市計画税率の検討を行った。 その結果、都市計画税の充当対象経費は、都市計画事業等の進展等による増加が見込まれており、財源確保の観点から、今後、都市計画税率の引き上げの検討は必要なものと考え、一方、現時点での都市計画事業費等の推計は、概ね都市計画税等との収支のバランスが取れていることから、令和6年度から令和8年度までの都市計画税の税率を100分の0.25に据え置くこととした。適用期間については、固定資産税評価替えと合わせ、3年毎に見直しをすることとした。	・令和6年度から令和8年度までの都市計画税率の決定(税率0.25%(改定なし))	令和9年度以降については、都市計画事業費等との収支バランスや社会経済状況等を考慮して税率及び適用期間を検討し、令和8年10月を目途に方向性を決定する。
		No.31	収納体制の強化と収納事務の効率化	歳入を安定的に確保するため、納期内納付の推進、量的滞納整理と質的滞納整理の効率と効果を高めつつ、徴収能力の平準化を進め、多摩地域26市の徴収率における平均水準の徴収率へ改善を目指します。	・徴税吏員を中心とした徴収事務における環境と体制の改善を図り、多摩地域26市の徴収率における平均水準の徴収率への改善 ＜主要対策＞ ①令和5年度滞納整理実施計画の策定 ②徴収体制及びマネジメント能力の強化 ③納期内納付の向上 ④浅深度滞納の量的滞納整理 ⑤中深度滞納の量・質的滞納整理 ⑥長期又は困難(深深度)事案滞納の質的滞納整理 ⑦持続的な組織の徴収能力確保のための、派遣による専門研修 税務・徴収事務の一部委託化と徴収一元化に向けた取り組み、収納指導員の任用方法の研究	納税課	市民課 企画政策課 関係各課	計画を見直して実施	計画の骨子はそのままに、主要対策を一部見直して実施した。 ①分析・EBPMを基に令和5年度滞納整理実施計画を策定した。 ②徴収体制及びマネジメント能力の強化として、収納推進員の徴収能力向上研修を年2回実施するとともに令和6年度に向けた処遇改善を実施した。 ③納期内納付の向上に取り組むため、口座振替等キャッシュレス収納の推進と研究(クレジットカード継続課金決済申し込みの電子化、納付書を起点としない納付方法の研究)、共通納税対象税目の拡大に取り組んだ。 ④浅深度滞納の量的滞納整理として、AIコール・SMS・文書による重層的催告とキャッシュレス納付、納税の猶予制度の適正運用、債権中心の滞納処分に取り組んだ。 ⑤中深度滞納の量・質的滞納整理について、長期又は困難(深深度)事案滞納整理へ組み込んで実施したが、当該成果はやや減退した。 ⑥長期又は困難(深深度)事案滞納の質的滞納整理は、租税債権者申立てによる破産管財事件、担保物処分、不動産換価、認諾付公正証書による取立債務弁済を確実に実行した。 ⑦持続的な組織の徴収能力確保のための、派遣による専門研修として、下半期に東京都主税局徴収部個人都民税対策課へ職員を派遣した。また、税務・徴収事務の一部委託化と徴収一元化に向けて、資料作成等を実施した。	令和5年度滞納整理実施計画 科目 現年分-滞納繰越分 目標／管理指標／26市平均／5年度実績 市税徴収率 現年分 99.34%／99.58%／99.51%／99.61% 滞繰分 27.33%／31.16%／42.59%／40.91% 国民健康保険税徴収率 現年分 94.80%／96.50%／95.19%／96.14% 滞繰分 33.85%／37.80%／34.52%／29.39% 後期高齢者医療保険料徴収率 現年分 99.40%／99.55%／99.48%／99.70% 滞繰分 32.96%／48.00%／41.49%／49.52% 介護保険料徴収率 現年分 99.53%／99.58%／99.27%／99.69% 滞繰分 36.21%／38.00%／23.65%／29.02% 全科目通算徴収率 現年分 99.34%／99.58%／-／99.29% 滞繰分 30.24%／34.24%／-／36.19% ※ただし、26市平均については、東京都又は厚生労働省公表資料による令和4年度実績(介護保険料滞納繰越分については令和3年度実績)。	
	<方向性3> 新たな財源の確保	No.32	官民連携の推進【事業再掲】	連携協定による取り組みや、企業版ふるさと納税の活用、指定管理者制度の導入など、企業等との連携を通じて、より効率的な市民サービスの提供や行政課題の解決に取り組めます。	・企業版ふるさと納税の活用 ➢ 寄付の獲得に向けた支援委託	企画政策課	全課	計画通り実施	企業版ふるさと納税制度の活用に当たり、令和5(2023)年度実施計画・予算(概要説明)に記載された実施計画事業のうち23の取組を、6つの寄付対象事業として整理し、企業からの寄付を募った。	・企業版ふるさと納税による寄付 8社 2,600千円 (内委託事業者経由による寄付の受付 6社1,500千円) 【効果額 2,262千円】(委託料等の控除後) ※効果額はNo.33で計上	令和5年度実施計画No.61
		No.33	持続可能な財政運営【事業再掲】	今後も厳しい財政状況が続くことが想定される中、社会経済情勢を踏まえた質の高い、効果的・効率的な行政サービスを提供し、将来にわたって健全で安定的な財政運営を行っていくよう、事務事業の見直しを強力に推進するとともに、新たな財源確保などに取り組み、財政の健全化と財政基盤の強化を図ります。	・新たな財源確保に向けた検討・取組みの実施	企画政策課 財政課	全課	計画通り実施	新たな財源確保に向けた取組として、企業版ふるさと納税制度の活用を開始した。	・新たな財源確保(企業版ふるさと納税による寄付(8社 2,600千円))【効果額 2,262千円】(委託料等の控除後)	令和5年度実施計画No.62

施策	方向性	番号	事業名称	令和5年度 事業概要	令和5年度 事業内容 活動指標	所管課	関連課	実績(R5年度末現在)			
								進捗状況 (R5年度末現在)	実施結果 (R5年度末現在)	効果・成果、具体的数量等 (R5年度末現在)	備考
		No.34	クラウドファンディング・ネーミング ライツの活用	ふるさと納税制度を利用したクラウドファン ディングの活用を図ります。 また、ネーミングライツの活用を推進しま す。	・クラウドファンディングの活用にも適な事業 の検討 ・公共施設等のネーミングライツ・パートナーの 募集	財政課	事務事業所 管課 公共施設等 所管課	計画通り実施	・クラウドファンディング 導入可能性のある事業の検討を行ったが、具体的な活用 には至らなかった。 ・ネーミングライツ 日都産業株式会社(対象施設:江戸街道公園 愛称使用 期間:令和5年12月1日から令和10年11月30日まで)とネーミ ングライツ・パートナー協定を締結し、対象施設に愛称を定 めた。	・ネーミングライツの活用 日都産業株式会社 7,957千円相当の遊具設置等 (5年契約) ネーミングライツ導入済施設のネーミングライツ料 6,000千円 【効果額 13,957千円】	
		No.35	返礼品を用いたふるさと納税の推 進	返礼品を充実させ、羽村市の魅力発信、 知名度向上、地場産業の振興、歳入増等を 図ります。	・返礼品の充実による地場産業の振興、寄付 金受入額の増加 ・羽村市の魅力発信、知名度向上 ・寄付金の受入れによる自主財源の確保	財政課 秘書広報課	産業振興課	計画通り実施	返礼品を用いたふるさと納税について、返礼品の更なる充 実を図るため、事業者等へ制度の周知・PRを行い、前年度 から15品増となる72品を返礼品としてラインナップした。 新たな取組として、更なる寄付金の獲得や寄付者の利便 性の向上を図るため、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載 拡大について検討を進め、令和5年度から5サイト増となる8 サイトで寄付金の募集を行った。更に、オンラインワンストッ プ申請への対応を開始した。	・返礼品の数 72品目 ・返礼品を用いたふるさと納税実績 2,579千円(142 件) ・経費(返礼品代金等)を差し引いた額 1,499千円 【効果額 1,499千円】(返礼品辞退者を除く)	
	＜方向性4＞ 持続可能な 公共施設マ ネジメントの 推進	No.36	公共施設等総合管理計画の推進	公共施設等の総合的かつ計画的な管理 運営を推進するため、公共施設等総合管理 計画を改定するとともに、整理統合や集約 化、複合化に向けた具体的な検討を進めま す。	・総務省の指針に沿った公共施設等総合管理 計画の改定 ・公共施設の整理統合・集約化・複合化のモデル ケースの実施 ・借地の返還・土地の売却等の推進 ・生涯学習センターゆとりぎ第2駐車場及び 第4駐車場の廃止等	公共施設マネ ジメント課	建築課 生涯学習推 進課 公共施設所 管課	計画通り実施	「公共施設等総合管理計画」について、総務省の指針への 対応や人口減少への対応などの内容を盛り込んだ改定を 行った。また、借地の返還、土地の売却等を推進するため、 土地の利用見込みに応じ、その取り扱い方針を定めていく 「土地の取り扱い方針」を作成した。 公共施設の整理統合・集約化・複合化のモデルケースとし ては、富士見小学校内に新たな学童クラブを開設し、複合化 を実施した。 借地の返還に関する取組として、令和5年12月末に生涯学 習センターゆとりぎ第2駐車場及び第4駐車場を閉鎖し、令和 5年度末に用地の返還を行った。	・「公共施設等総合管理計画」の改定 ・「土地の取り扱い方針」の作成 ・公共施設の複合化のモデルケースの実施(富士見 小学校学童クラブ) ・生涯学習センターゆとりぎ第2駐車場及び第4駐車 場の廃止及び用地の返還、旧自然休暇村用地の返 還 ・市有地の売却(2件)【効果額 45,309千円 (45,309,715円)】 ※参考:駐車場の廃止及び用地の返還等に係る効 果額については、令和6年度当初予算へ反映(効果 額:8,345千円)	
		No.37	スポーツセンターの管理運営方 法の検討	スポーツセンターの管理運営について、民 間事業者等が有するノウハウを活用するこ とにより、市民サービスの向上と経費の削減 を図ることを目的として、指定管理者制度の 導入を検討します。	・指定管理者制度導入の検討 ・近隣自治体における管理運営方法の調 査・研究 ・スポーツ推進審議会からの意見等の聴取 ・指定管理者制度を導入した場合の課題等 の解決に関する検討	スポーツ推進 課	企画政策課	計画通り実施	指定管理者制度導入の検討を行うため、近隣自治体にお ける管理運営方法についてヒアリングを行った。 また、スポーツ推進審議会において意見を聴取し、羽村市 スポーツセンターの今後の在り方(管理運営方法)について メリットや懸念、スポーツセンター特有の事情について取りま とめを行った。	・近隣自治体における管理運営方法についてのヒア リング ・羽村市スポーツセンターの今後の在り方(管理運営 方法)作成 ・スポーツ推進審議会での審議(3回)	令和5年度実施計画No.68
		No.38	弓道場用地の取得	平成26年度にNEXCO東日本と売買契約を 締結し、平成35年度(令和5年度)末が支払 期限となっている弓道場用地について、取 得手続きを進めます。	・弓道場用地の売買代金支払い ・所有権移転登記、引渡し	スポーツ推進 課		完了	NEXCO東日本との売買契約に基づき、売買代金の支払い 並びに所有権移転登記を行い、弓道場用地を取得した。	・弓道場用地の売買代金支払い(149,939,640円、令 和5年9月27日振込) ・所有権移転登記(令和5年11月1日)	令和5年度実施計画No.69
		No.39	公有財産等の適切な管理	普通財産や庁用自動車等の適切な管理を 行うとともに、有効活用についての調査・研 究を進めます。	・公有財産の適切な維持管理(公有財産管理 運用委員会の適時開催) ・庁用自動車の効率的な運用(より効率的な 運用手法の検討)	契約管財課		計画通り実施	各課における業務の進捗状況等に合わせて、公有財産管 理運用委員会を随時開催した。 庁用自動車の管理について、鍵の貸出・返却にかかる管 理簿の電子化を本格的に実施するに当たり改善を行い、庁 用自動車の運用の効率化を図った。	・公有財産管理運用委員会(開催回数10回、審議件 数21件) ・庁用自動車管理簿電子化の本格実施	
	＜方向性5＞ 財務マネジメ ントの強化	No.40	口座振替業務の回線切替及び口 座振込業務のオンライン化(伝送 化)	口座振替業務の回線として利用している ISDN回線が令和5年12月をもって廃止され ることに伴い、新たな通信方法への切替え を行います。 また、口座振込業務のオンライン化(伝送 化)を行います。	・口座振替業務の回線切替え及び新たな回線 による運用 ・口座振込業務のオンライン化(伝送化)への 変更及び運用	会計課	情報政策課 納税課 その他関連部 署	計画を見直して実 施	口座振替業務の回線切替及び新たな回線による運用につ いては、予定通り完了した(12月運用開始)。 また、口座振込業務のオンライン化については、機器等の 調達・設定は予定通り完了したものの、指定金融機関との調 整が遅れていることから、令和5年度末において運用開始に は至っていないが、令和6年度中に運用を開始することで調 整を図った。	・口座振替業務における回線切替及び新たな回線に よる運用	令和5年度実施計画No.70

施策	方向性	番号	事業名称	令和5年度 事業概要	令和5年度 事業内容 活動指標	所管課	関連課	実績（R5年度末現在）			
								進捗状況 （R5年度末現在）	実施結果 （R5年度末現在）	効果・成果、具体的数量等 （R5年度末現在）	備考
		No.41	統一的な基準に基づく地方公会計の活用	地方公会計制度を活用した財政分析を行います。	・統一的な基準に基づく財務書類の作成 ・財務書類の活用（行財政運営や資産管理、行政評価など）	財政課	契約管財課	計画未達成	総務省が実施する「経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザーの派遣による財務書類の作成支援を5回受けたが、財務書類の作成には至らなかった。 令和5年度に開催した使用料等審議会においては、財務書類の作成過程で算出される固定資産に係る減価償却費を含めたコスト計算を行い、より適切な使用料等の受益者負担の適正化に係る審議を行った。	・総務省のアドバイザー派遣による財務書類の作成支援（5回） ・使用料等審議会における財務書類情報の活用（固定資産に係る減価償却費を含めたコスト計算）	

令和5年度 行財政改革 事業数:41事業（再掲含む） 効果額:92,796千円
（完了:6事業、計画通り実施:29事業、計画を見直して実施:3事業、計画未達成:3事業）